

イギリスの医療制度

○医療費：財源は**一般租税**＋**国民保険料**で受診時原則**無料**

主な財源	一般租税(80%)＋国民保険料(8.4%)※1
総医療費：対GDP比	1254億ポンド(約18.2兆円)：8.7%(2008)
自己負担	外来診療：なし
	入院診療：なし
	薬剤処方：1処方毎£7.20(約1000円)※2

1ポンド=約145円

※1 国民保険料：雇用主と被雇用者から徴収する社会保険料。主に失業保険や年金の財源となるが、医療費にも繰り入れられる。収入により徴収率が異なる。

※2 薬剤処方料が免除されるのは、他に妊婦、16歳以下、65歳以上の高齢者、障害者、精神疾患罹患患者などや税控除(tax credit)を受けている低所得世帯など

○希少疾患患者に対する医療費軽減制度

○**医学的除外認定証**が発行され、処方料の自己負担分が免除
(Medical Exemption Certificate: MedEx)

フランスの医療制度

○医療費：財源は**保険料**＋**目的税**(CSG※¹他)で**償還払い**

主な財源	保険料(54%)＋目的税※ ² (38%)
総医療費：対GDP比	1810億ユーロ(約23兆円)： 11.2%(2005)
自己負担※ ³	開業医医療：32.7%
	病院医療：7.2%
	薬剤処方：36.4%

1ユーロ=約125円

※¹ CSG：一般福祉税。租税であるが家族手当や医療費等に用途が特定されている。稼働所得・資産所得・投資益・競馬等獲得金などが課税対象。CMU：普遍的疾病給付：地域保険

※² 目的税には、CSGのほか、タバコ税、アルコール税などが含まれる

※³ **自己負担分に対する保険(補足保険)を併用することが一般的(全世帯の90%以上)**

○希少疾患患者に対する医療費軽減制度

- 特定重症慢性疾患の指定(30疾患)
- 自己負担分の免除
- 公的補足保険の提供(補足的CMU：低所得者)